



手続き・届出・証明・税

戸籍・住民登録・印鑑登録

☎問い合わせ専用ダイヤル ☎03-5654-8191~2

各種証明書の種類と手数料

☎戸籍住民課 ☎03-5654-8191

請求の際には、本人確認書類(マイナンバー(個人番号)カード・運転免許証・パスポート・顔写真付き住民基本台帳カードなど)が必要です。写真付きの本人確認書類をお持ちでない場合は、お問い合わせくだ

さい。
住民票の写し、住民票記載事項証明書、住民税(特別区民税・都民税)の課税・納税証明書、軽自動車税(種別割)納税証明書の請求は、オンライン申請(85ページ)もできます。住民票の写し、印鑑登録証明書、住民税の課税・納税証明書は、区民ホール(区役所2階)やコンビニエンスストアの証明書発行機からも交付できます(84ページ)。

種類	申請場所	手数料	備考	
戸籍	全部事項証明書(戸籍謄本)	1通450円	戸籍に記載されている方(除籍された方を含む)全員の記録内容を証明したものの。	
	個人事項証明書(戸籍抄本)	1通450円	戸籍に記載されている方のうち、一部の方(複数も可能)の記録内容を証明したものの。	
	除籍全部事項証明書(除籍謄本)	1通750円	除籍に記載されている方全員の記録内容を証明したものの。	
	除籍個人事項証明書(除籍抄本)	1通750円	除籍に記載されている方のうち、一部の方(複数も可能)の記録内容を証明したものの。	
	改製原戸籍謄本・抄本	1通750円	法令に基づくコンピューター化や様式変更などで、戸籍をつくりかえる前の戸籍(原戸籍)の全員または一部の方の記録内容を証明したものの。	
	身分証明書	1通300円	禁治産、準禁治産、破産の宣告、後見登記の通知の有無について証明したものの。本人以外の方が申請するときは、本人の委任状が必要です。	
	戸籍の附票の写し	1通300円	戸籍に記載されている方の住所の異動履歴を証明したものの。	
	不在籍証明書	1通300円	現在、葛飾区〇〇番地(番)にその方の戸籍がないことを証明したものの。	
届出の受理証明書	戸籍住民課 出生・死亡の受理証明書は、届出をした区民事務所でも取り扱います。葛飾区外に届け出をした場合は、届け出をした区市役所・町村役場に申請してください。	1通350円	戸籍の届出が済んだ(受理された)ことを証明したものの。届出人以外の方が申請するときは、届出人の委任状が必要です。	
住民票	住民票の写し	1通300円 (証明書発行機1通200円)	現在、住民登録をしている方の住所などを証明したものの。コンビニ等証明書発行機をご利用の方は、マイナンバー(個人番号)カード・住民基本台帳カード(事前に利用登録)が必要です。	
	住民票の除票の写し	1通300円	区外へ転出した方や区内で亡くなった方の住所などを証明したものの。	
	住民票記載事項証明書	1通300円	住民票の記録内容から必要な事項を証明したものの。	
	不在住証明書	1通300円	現在、葛飾区〇丁目〇番〇号にその方の住民票がないことを証明したものの。	
	住民票の特定閲覧	戸籍住民課・区民事務所	1件300円	本人および同じ世帯の住民票の内容を閲覧すること。
	住民票の不特定閲覧	戸籍住民課	最初の30分3,700円、以降30分を超えるごとに2,100円	公益性のある利用目的に限られ、事前の申請・承認が必要です。また、閲覧者や閲覧内容は公表されます。
印鑑	印鑑登録	戸籍住民課・区民事務所	1件50円	79ページをご覧ください。
	印鑑登録証明書	戸籍住民課 区民事務所 区民サービスコーナー	1通300円 (証明書発行機1通200円)	印鑑登録証が必要です。コンビニ等証明書発行機をご利用の方は、マイナンバー(個人番号)カード・住民基本台帳カード(事前に利用登録)が必要です。
税金	住民税の課税・納税証明書	税務課・戸籍住民課 区民事務所 区民サービスコーナー	1通300円 (証明書発行機1通200円)	コンビニ等証明書発行機をご利用の方は、マイナンバー(個人番号)カード・住民基本台帳カード(事前に利用登録)が必要です。
	軽自動車税(種別割)納税証明書	税務課・区民事務所 区民サービスコーナー	1通300円 (車検用は無料)	代理人が申請するときの委任状は、不要です。



住民登録・住民票

Qwb 008

- ①戸籍住民課 ☎03-5654-8192
- ②区民事務所 ☎66・67ページ参照

住所が変わるときは、区民事務所が戸籍住民課で手続きが必要です。外国人の方も転入・転出・転居の手続きが必要です。届出をするときには本人確認書類(運転免許証・パスポートなど顔写真付きは1点、健康保険証など顔写真のない物は2点)をお持ちください。本人以外の方が手続きを行う場合は、委任状が必要となります。

転入届(新しく葛飾区へ引っ越してきた方)

【届出期間】 引っ越してきた日から14日以内

【届出人】 本人または世帯主

【必要な物】 前に住んでいた区市町村が発行した転出証明書、異動者全員のマイナンバー(個人番号)カード(お持ちの方のみ)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)、海外から転入された方は転入者全員のパスポート、戸籍謄本または抄本、戸籍の附票、外国人の方は転入者全員の在留カードまたは特別永住者証明書およびパスポート

転居届(区内で住所を移した方)

【届出期間】 引っ越した日から14日以内

【届出人】 本人または世帯主

【必要な物】 国民健康保険証(加入している方)など、異動者全員のマイナンバー(個人番号)カード(お持ちの方のみ)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)、在留カードまたは特別永住者証明書(外国人の方)

転出届(区外へ引っ越しする方)

転出証明書を発行します。

転出者のうち一人でもマイナンバー(個人番号)カードまたは住民基本台帳カードをお持ちの世帯の方は、カードによる転出の手続きが行えます。

詳しくはお問い合わせください。

【届出期間】 引っ越しする日まで

【届出人】 本人または世帯主

世帯変更届(世帯主が変わったとき、世帯を分けたり、一緒にしたとき)

【届出期間】 変更のあった日から14日以内

【届出人】 本人または世帯主

【必要な物】 国民健康保険証(加入している方)など

住民票の写し(区内在住の方)

住民基本台帳に登録されている方の、住所・氏名・性別・生年月日などを公証するものです。

請求する場合は、本人確認書類(運転免許証・パスポートなど顔写真付きは1点、健康保険証など顔写真のない物は2点)をご提示ください。別世帯の方が代理で請求する場合は、委任状が必要です。

郵送・オンライン申請で交付できるほか、区民ホール(区役所2階)やコンビニエンスストアの証明書発行機(84ページ)でも交付できます。

広域交付住民票の写し

全国の区市町村の窓口で請求できる住民票の写しです。本人や同じ世帯の方が、マイナンバー(個人番号)カード、住民基本台帳カードなど官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類(運転免許証・パスポートなど)を各区市町村の窓口にご持参ください。

個人番号通知書・マイナンバー(個人番号)カード・公的個人認証

Qwb 506

- ①戸籍住民課 ☎03-5654-8192
- ②区民事務所 ☎66・67ページ参照

個人番号通知書

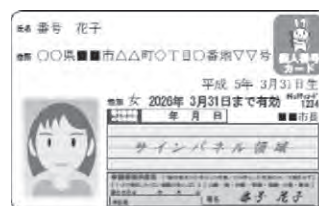
出生や国内転入などにより住民票に登録された方へマイナンバー(個人番号)を通知するものです。マイナンバー・氏名・生年月日などが記載されています。マイナンバーを証明する書類や身分証明書としては使用できません。また、再発行はできないため、マイナンバーを確認するには次のいずれかが必要です。
▷マイナンバーカードの取得
▷マイナンバーが記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書の取得

通知カード

すでに廃止されており、交付・再発行・変更はできません。記載事項が住民票と一致している場合のみ、マイナンバーの証明書類として使用できます。

マイナンバー(個人番号)カード

マイナンバー(個人番号)の確認の他、身分証明書としても利用できます。



(表面)



(裏面)

【申請方法】

「個人番号通知書」または「通知カード」に同封の個人番号カード交付申請書に必要事項を記入の上、顔写真を添付し、同封の返信用封筒で郵送にて申請してください。スマートフォン、パソコン、マイナンバー(個人番号)カードの申請機能付きの証明写真機からも申請できます。

【交付】

申請から約1カ月半後、申請した方に「交付通知書」と交付についての案内を送付します。事前予約の上、区役所または区民事務所にて、交付します。

交付の際はマイナンバー(個人番号)カードの暗証番号の入力が必要です。

※本人が身体的理由などにより、来庁することが困難な場合は代理人に委任することができます。

本人が来庁することができないことを証明するものや本人確認書類(顔写真付き)などが必要になります。詳しくは戸籍住民課へお問い合わせください。

【手数料】

初回カード発行時は無料(再交付時は1,000円(電子証明書を希望しない場合は800円))

【有効期間】

10回目の誕生日まで(発行時に20歳未満の方は5回目の誕生日まで)

【交付の際に必要な書類など】

- ①本人確認ができる物(運転免許証・パスポートなど)
- ②交付通知書
- ③通知カード(お持ちの方のみ)
- ④住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

公的個人認証サービス(利用には暗証番号が必要です)

(1)利用者証明用電子証明書

マイナンバー(個人番号)カードで利用者証明用電子証明書を利用することにより、コンビニエンスストアでの住民票・印鑑登録証明書・住民税の課税・納税証明書の交付や、マイナポータルへのログインができます。

【申請方法】

マイナンバー(個人番号)カード申請の際に申し込みたいかどうか、区役所・区民事務所の窓口で申請できます。

【手数料】

初回カード発行時は無料(再発行時は200円)

【有効期間】 次のいずれか早い日まで

- ▷5回目の誕生日
- ▷マイナンバー(個人番号)カードの有効期限

【申請できる方】

マイナンバー(個人番号)カードをお持ちのご本人

【必要なもの】

マイナンバー(個人番号)カード

(2)署名用電子証明書

マイナンバー(個人番号)カードで署名用電子証明書を利用することにより、インターネットを利用して電子申請を行うことができます。

【申請方法】

マイナンバー(個人番号)カード申請の際に申し込みたいかどうか、区役所・区民事務所の窓口で申請できます。(15歳未満は原則発行不可)

【手数料】

初回カード発行時は無料(再発行時は200円)

【有効期間】 次のいずれか早い日まで

- ▷5回目の誕生日
- ▷利用者証明用電子証明書の有効期限
- ▷マイナンバー(個人番号)カードの有効期限

【申請できる方】

マイナンバー(個人番号)カードをお持ちの本人

【必要なもの】

マイナンバー(個人番号)カード

印鑑登録

Qwb 010

- ☎戸籍住民課 ☎03-5654-8192
- ☎区民事務所 ☎66・67ページ参照

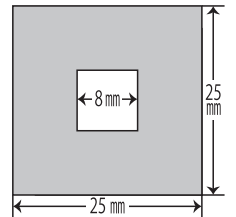
個人の印鑑登録は、戸籍住民課または区民事務所で取り扱っています。登録後に「印鑑登録証」を発行します。印鑑登録は財産の利害などに関係しますので、本人の申請による登録が原則です。

やむを得ない場合は代理人による申請もできますが、所定の条件を満たした委任状が必要です。

【手数料】 50円

【登録できる印鑑】

- ①住民基本台帳に記載されている「氏名」「氏」「名」または「氏・名」の頭文字の組み合わせで彫られたもの
- ②印影の大きさは、一辺の長さが8mmより大きく、25mmの正方形に収まるもの。欠けた印鑑や大量生産印、朱肉を使わない印鑑は避けてください。



【その他届け出が必要なとき】

- ▷印鑑登録証をなくしたり、破損したとき
 - ▷登録した印鑑が欠けたり汚れたりすり減ったりして読めなくなり、使用できなくなったとき
 - ▷氏の変更などで登録した印鑑を変更したいとき
- 印鑑登録をしている方が区外に転出する場合は、転出届の際に印鑑登録証を持参してください。

【印鑑登録証明書】 戸籍住民課または区民事務所・区民サービスコーナーに「印鑑登録証」を持参し、申請してください。マイナンバー(個人番号)カード・住民基本台帳カードに事前に利用登録をしていれば、区民ホール(区役所2階)やコンビニエンスストアの証明書発行機でも交付できます(84ページ参照)。

手続きをする方	登録をする印鑑のほかに必要なもの	印鑑登録証の交付
本人	次のいずれかをお持ちください。 (ア) 官公署発行の身分証明書で有効期限内のもの(運転免許証やパスポートのように、写真付きで特殊加工やプレス印のあるもの) (イ) 保証人(区内で印鑑登録をしている方)が署名し、保証人の登録印を押した保証書、本人確認書類	登録後、すぐに印鑑登録証を交付します。
	上記の書類が無い場合 登録申請後、区から郵便で本人宛てに照会書をお送りします。同封の回答書に、本人が記入し申請した受付窓口へお持ちください。	本人確認と本人の居住確認を郵便で行うため、登録に日数がかかります。照会回答書と引き換えに印鑑登録証を交付します。
代理人(病気などやむを得ないとき)	代理人による申請は、委任状が必要です。 登録申請後、区から郵便で本人宛てに照会書をお送りします。同封の回答書に本人が記入し、申請した受付窓口へお持ちください。	照会回答書に代理人が提出する場合は、照会回答書にある委任状欄の記入が必要です。

法人が登録する場合

- ☎東京法務局城北出張所 小菅4-20-24 ☎03-3603-4305

手続き・届出・証明・税



委任状

保証書・委任状の用紙は、戸籍住民課、区民事務所に置いてあります。区ホームページからも取り出せます。

委任の項目によっては、下記以外にご記入いただくことがありますので、お問い合わせください。

委任状の記載例(委任する方がすべて記入してください)

委 任 状

葛飾区長あて

令和 年 月 日

住所
氏名
(本人) 生年月日
電話番号
通称(※)
氏名のカタカナ表記(※)

(印)

私は、下記の者を私の代理人と定め、_____に
関する権限を委任します。

住所
(代理人) 氏名
生年月日

印鑑登録申請、印鑑登録廃止、印鑑登録証亡失、住民異動届出、住民票の写しの交付、戸籍謄抄本の交付、住民税(特別区民税・都民税)の課税・納税証明書(年度・使用目的)の交付などの「委任する事項」と「交付枚数」を書いてください。
(※)外国人住民の方で通称・氏名のカタカナ表記を登録している方はご記入ください。

印鑑登録に関する委任状の場合は、登録する印鑑を押してください。

外国人住民の方へ

Qwb 012

☎戸籍住民課 ☎03-5654-8192
☎区民事務所 ☎66・67ページ参照

住居地変更届

住民票の転入届・転居届(78ページ)と併せて入管法の住居地届出を行うことができます。必ず、在留カードまたは特別永住者証明書をご持参ください。

住居地届出(初めて中長期在留者となった方)

海外からの転入または在留資格変更により初めて中長期在留者となった場合は、住民異動の届出と併せて住居地届出を行います。

在留カードとパスポートをご持参ください。

特別永住者証明書の住居地以外の記載事項変更

氏名、生年月日、性別、国籍・地域に変更が生じた場合は、14日以内に戸籍住民課へ届け出てください。

特別永住者証明書の有効期間の更新

戸籍住民課で申請してください。

【届出期間】 有効期間の更新は、有効期間満了日の2カ月前から有効期間満了日まで(有効期間満了日が16歳の誕生日の方は、誕生日の6カ月前から有効期間満了日まで)。

【必要なもの】 特別永住者証明書、パスポート(お持ちの方)、写真1枚

在留カードや再入国許可に関するお問い合わせ

在留資格の変更や在留期間の更新、在留カードの発行(引替・再交付)、氏名や国籍等の変更手続きは、出入国在留管理庁で行います。

☎総合インフォメーションセンター ☎03-5796-7112

戸籍の届出

☎戸籍住民課 ☎03-5654-8190

氏名・生年月日・父母との続柄・配偶者関係などの身分を証明する物が戸籍です。

現在は、単身・夫婦・親子によってそれぞれ戸籍が作られています。この戸籍があるところを本籍地と

いいます。

戸籍の記載は、届出によって行います。なお、出生・死亡・死産の届出に限り、区民事務所(66・67ページ)でも取り扱います。

名称	届出期間	届出地	届出人	添付書類・注意事項
出生届	生まれた日から14日以内(生まれた日を含む)	①父母の本籍地 ②届出人の所在地 ③出生地のいずれかの区市役所・町村役場	父または母(父母が届出人にならないときは、お問い合わせください)	出生証明書(届書右側に医師または助産師が記入したもの) 【注意】 命名は、常用漢字、人名用漢字、平仮名、片仮名の範囲内です。
養子縁組届	届出日から法律上の効力が発生します	①養親または養子の本籍地 ②届出人の所在地のいずれかの区市役所・町村役場	養親と養子(養子が15歳未満のときは法定代理人)	養親および養子の本籍が届出地でないときは、それぞれの戸籍謄本。未成年者を養子とする場合または後見人が被後見人を養子とするときは、家庭裁判所の許可書。 【注意】 証人2名が必要です。養親または養子が夫婦の場合、その一方のみと縁組するときにはもう一方の同意が必要です。また、15歳未満の方を養子とするとき、その養子に親権者以外に監護者がいるときは、その監護者の同意が必要です。



名称	届出期間	届出地	届出人	添付書類・注意事項
婚姻届	同上	①夫または妻の本籍地 ②夫または妻の所在地 のいずれかの区市役所・町村役場	夫と妻	夫および妻の本籍が届出地でないときは、それぞれの戸籍謄本。夫、妻が未成年の場合は、父母の同意書。 【注意】証人2名が必要です。
離婚届	(協議離婚の場合) 同上 (裁判離婚の場合) 調停成立の日、審判または裁判の確定の日から10日以内	①夫婦の本籍地 ②夫婦の所在地 のいずれかの区市役所・町村役場	(協議離婚) 夫と妻 (裁判離婚) 裁判の申立人	夫婦の本籍が届出地でないときは、戸籍謄本。裁判離婚の場合は、調停調書の謄本、審判書の謄本と確定証明書など。 【注意】協議離婚の場合は、証人2名が必要です。婚姻で氏が変わった方は、婚姻前の氏に戻ります。婚姻中の氏を引き続き称したい場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届」が必要です。未成年の子がいる場合は、親権者を定めてください。
離婚の際に称していた氏(婚姻当時の氏)を称する届	協議離婚届出日、調停成立の日、審判または裁判の確定の日から3カ月以内	①届出人の本籍地 ②届出人の所在地 のいずれかの区市役所・町村役場	離婚により、婚姻前の氏に復した者	届出人の本籍が届出地でないときは、戸籍謄本(離婚届と同時のときは不要)。 【注意】婚姻中の氏と婚姻前の氏が同じ場合は、届出の必要はありません。
転籍届	届出日から法律上の効力が発生します	①本籍地 ②転籍地 ③届出人の住所地 のいずれかの区市役所・町村役場	戸籍の筆頭者とその配偶者	他区市町村に転籍するときは、戸籍謄本。 【注意】他区市町村に転籍するときは、戸籍法で戸籍謄本の添付が義務付けられています。添付されていない場合は受理できません。
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	①死亡者の本籍地 ②届出人の所在地 ③死亡地 のいずれかの区市役所・町村役場	死亡者と同居の親族、同居していない親族、同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人、公設所の長、後見人など	死亡診断書または死体検案書(届書右側に医師が記入したもの) 後見人などが届出する場合は、登記簿謄本。 【注意】必ず火葬場を定めてから届出をしてください。
改葬許可申請	改葬しようとするとき	遺骨を埋葬または預けている寺などの所在地の区市役所・町村役場	改葬を行おうとする者	遺骨を埋葬または預けている寺および改葬先の寺などの証明書。 改葬先が都営(公営)墓地の場合はその使用許可書。

この他に、認知、養子離縁、入籍、分籍、死産などの届出があります。

婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、認知の届出の際には、届書を持参された方の本人確認を行っています。官公署発行の顔写真付きの本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)をご持参ください。

届出の当事者に外国人の方を含む場合は、届出内容や国籍によって複数の添付書類が必要となる場合がありますので、詳しくは戸籍住民課へお問い合わせください。調停・審判に関することは、東京家庭裁判所(☎03-3502-8331)へお問い合わせください。

都営の霊園

☎(公財)東京都公園協会 ☎03-3232-3151

区民葬儀 wb 007

☎福祉管理課 ☎03-5654-8244

葬儀にかかる区民の負担軽減のため、特別区区民葬儀運営協議会指定の葬儀店が、祭壇の設置や火葬などを取り決めた料金で行うものです(ただし、葬儀の形態によっては、取り決めた料金以外に人件費などの別料金がかかります)。死亡届の際に、戸籍住民課または区民事務所の窓口で利用券をお受け取りください。

おくやみコーナー wb 711

☎戸籍住民課 ☎03-5654-8191~2

亡くなられた方に関する一部手続きの受付や関係する手続きの案内などを行っています。

予約が必要です。詳しくは、区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

税金

税金相談

住民税

税務課

課税内容について ☎03-5654-8550

納税について ☎03-5654-8280

都税

葛飾都税事務所(区役所内2・3階) ☎03-3697-7511(代)

国税

葛飾税務署 立石8-31-6 ☎03-3691-0941

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

住民税(特別区民税・都民税)の賦課・申告

Qwb 016

税務課 ☎03-5654-8550

前年の1年間(1~12月)の所得を基礎に税額を算出します。所得に応じた所得割額と納税者に均等に課税される均等割額の合計が年税額となります。

【申告をしていただく方】

- ▷1月1日現在、区内在住で、前年中に所得のあった方
- ▷区内在住でなくても、1月1日現在、区内に事務所・事業所・家屋敷をお持ちの方
- ▷前年中に所得がなくても、非課税証明書が必要となる方や国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度などに加入している方

【申告をしなくてもよい方】

- ▷税務署に所得税の確定申告書を提出した方
- ▷前年中の所得が給与所得だけで、勤務先で給料から住民税が差し引きされている方
- ▷生活保護法による生活扶助を受けている方

【申告の期限】 毎年3月15日

納税の方法

Qwb 017

普通徴収

税務課 ☎03-5654-8201

区が送付する納付書で、6月(第1期)、8月(第2期)、10月(第3期)、翌年1月(第4期)の4回の納期に分けて納めていただきます。

納付は、税務課・区民事務所のほか、銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合・ゆうちょ銀行などの金融機関、およびコンビニエンスストアでできます。また、口座振替による納付もできます(85ページ)。その他、ペイジー対応のATM・ネットバンキング・モバイルレジ・クレジットカードを利用してお支払いできるサービスがあります(86ページ)。

特別徴収

税務課 ☎03-5654-8550

給与所得者の住民税は、税額通知書により給与支払者(勤務先)を経由して通知された税額を、給与支払者が毎月(6月~翌年5月の12カ月間)の給与から差し引きして、納めていただきます。年金所得にかかる住民税は、原則として65歳以上で公的年金などが年18万円以上の方を対象に、年6回の年金支給時に、年金から引き落としして納めていただきます。

納期限内に納められないとき

Qwb 018

税務課 ☎03-5654-8280

納期限を過ぎると延滞金がかかります。

災害その他、やむを得ない理由によって、納期限内に納められないときはご相談ください。

住民税の減免

Qwb 016

税務課 ☎03-5654-8550

次のような理由で、どうしても納められないときは、理由を証明する書類を添えて、納期限の7日前までに申請してください。

- ▷生活保護法による生活扶助などを受けている方
- ▷災害や病気などのために、収入がまったく無くなったり、生活が非常に苦しくなった方で、その状態が2年以上継続する見込みの方
- ▷その他、特別な理由がある方

税金の証明が必要なとき

Qwb 020

税務課 ☎03-5654-8550

本人確認ができる証明書(マイナンバー(個人番号)カード・運転免許証など)をお持ちになって、本人がお越しください。

代理人の場合は委任状(80ページ)が必要です。郵送サービスなど(84ページ)もできます。

コンビニ等証明書発行機をご利用の方は、マイナンバー(個人番号)カード・住民基本台帳カード(事前に利用登録)が必要です。

【手数料】 1通300円(証明書発行機200円)

税金カレンダー(申告と納期限)

時期	住民税・軽自動車税(区役所税務課)	都税(都税事務所)	国税(税務署)
4月			
5月	軽自動車税(種別割)	自動車税(種別割)、 鉱区税	消費税中間申告(納税 期限・個人の事業にか かるもの)※
6月	住民税(特別 区民税・都民 税)第1期	固定資産税・ 都市計画税 第1期	
7月			所得税(予定納税)第1期 源泉所得税(納期特例 分・10日まで)
8月	住民税 第2期	個人の事業税 第1期	消費税中間申告(納税 期限・個人の事業にか かるもの)※
9月		固定資産税・ 都市計画税 第2期	
10月	住民税 第3期		
11月		個人の事業税 第2期	所得税(予定納税)第2期 消費税中間申告(納税 期限・個人の事業にか かるもの)※
12月		固定資産税・ 都市計画税 第3期	
1月	住民税 第4期	都民税配当割(源泉徴 収選択の口座内配当 等)(10日まで) 都民税株式等譲渡所得 割(10日まで) 償却資産の申告、住宅 用地の申告	源泉所得税(納期限の 特例分・20日まで)
2月	住民税の申告 (16日から)	固定資産税・ 都市計画税 第4期	贈与税の申告 (2月1日～3月15日) 所得税の確定申告 (2月16日～3月15日)
3月	住民税の申告 (15日まで)	個人の事業税の申告、 事業所税(個人の事業 にかかるもの)(15日 まで)地方消費税(個人 の事業にかかるもの)	消費税の確定申告 (個人の事業にかかる もの・3月31日まで)
毎月	住民税 (給与特別徴 収分) 特別区たばこ 税、入湯税	都民税利子割、都民税 配当割(翌月10日ま で)、都たばこ税、ゴルフ 場利用税、軽油引取 税、宿泊税	源泉所得税 (支払月の翌月10日ま で)酒税、たばこ税、た ばこ特別税、揮発油税、 地方道路税
偶数月	住民税 (年金特別徴 収分)		
定められていない納期がある	退職所得にか かる住民税	法人の事業税(特別法 人事業税・地方法人特 別税)・都民税、自動車 税環境性能割、狩猟税、 不動産取得税、事業所 税(法人の事業にかか るもの)、地方消費税 (法人の事業にかか るもの)、自動車税種別 割(月割課税分)	法人税、地方法人税、相 続税、登録免許税、印紙 税、消費税(法人にか かるもの)、自動車重量税

特に指定のない場合の納期限は、指定月の末日です。また、納期限などの最終日が土曜日または休日にあたる場合は、休日の翌日が期限となります。

※前年分の消費税額が48万円を超える方は年1回(400万円を超える方は税務署にお問い合わせください)の中間申告と納税が必要です。

軽自動車税(種別割)

Qwb 022

☎税務課 ☎03-5654-8201

毎年4月1日時点で、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車や、二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。対象の方には、5月中旬に納税通知書を発送しますので、5月中に納付してください。

納付は、住民税と同様ですので、住民税の納税の方法(82ページ)をご覧ください。ただし、**軽自動車税(種別割)は口座振替を取り扱っておりません。**

車種	総排気量・用途	税額	
原動機付 自転車	第一種	50cc以下	2,000円
	第二種乙	50cc超90cc以下	2,000円
	第二種甲	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	20cc超50cc以下	3,700円
二輪の軽自動車 (側車付を含む)	125cc超250cc以下	3,600円	
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円	
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円	
	その他	5,900円	

三輪・四輪については、初度検査の日や燃費性能などにより税額が異なります。

軽自動車 (総排気量 660cc以下)	税額				
	初度検査が 平成27年3月31 日以前の車両	初度検査が 平成27年4月1 日以降の車両	初度検査から 13年経過した 車両		
	(1)	(1)'	(2)		
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪	3,100円	3,900円	4,600円		

初度検査から13年経過すると(2)の税額になります。ただし、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッド・被けん引車の6車種については、初度検査から13年経過しても(1)または(1)'の税額のままです。

また、初度検査が「令和3年4月1日～令和5年3月31日」のうち、電気自動車などの車両は、当該年度の翌年度分について税額が約75%軽減されます。

詳しくは、お問い合わせください。

障害のある方の減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、または、その方と生計を共にするご家族の方が所有する軽自動車などについては、条件により税金の減免が受けられます(ただし、普通自動車を含め1台に限ります)。障害の程度により減免を受けられない場合があります。

車体構造が車いす移動用などの軽自動車についても減免が受けられます。

いずれの場合も申請が必要です。

軽自動車等の登録・廃車 **Qwb 023**

車種ごとに申請場所が異なります。

原動機付自転車、小型特殊自動車

☎**税務課** ☎03-5654-8201

区外へ転出するときは、廃車の手続きが必要です。

三輪・四輪の軽自動車

☎**軽自動車検査協会東京主管事務所足立支所**

足立区宮城1-24-20

コールセンター ☎050-3816-3102

二輪の軽自動車、二輪の小型自動車

☎**足立自動車検査登録事務所**

足立区南花畑5-12-1

テレホンサービス ☎050-5540-2031

自動車・バイクの仮ナンバー **Qwb 024**

☎**地域振興課** ☎03-5654-8231

☎**区民事務所** ☎66・67ページ参照

自動車検査証の有効期限が切れた自動車・バイクを検査のために回送する場合など、必要に応じて臨時運行許可証と番号標(仮ナンバー)を交付します。

手続きする場所

証明書などの夜間、土・日曜日、祝日の受け取り

月～金曜日に区役所へ来られない方のために、次のようなサービスがあります。

▷埋葬許可証の交付

▷婚姻届・死亡届などの戸籍の届け出

▷電話予約による住民票の写し、印鑑登録証明書、住民税(特別区民税・都民税)課税・納税証明書の交付

【届け出・交付】 区役所1階夜間・休日窓口

電話予約

平日の電話予約で、予約当日の夜間や直後の土・日曜日、祝日に受け取れます(予約受付時間/月～金曜日午前9時～午後4時)。

☎**戸籍住民課(住民票の写し・印鑑登録証明書)**

☎03-5654-8191

☎**税務課(住民税の課税・納税証明書)**

☎03-5654-8550

受け取れる証明	予約できる方	受け取りできる方	手数料	受取日時
住民票の写し Qwb 025	発行される住民票の写しに記載されている方	本人に限ります。ただし、世帯全員の写しの場合、同じ世帯の方も受け取れます。本人確認ができる運転免許証などをご持参ください。	1通 300円	▷月～金曜日夜間受け取りの場合予約した当日のみ午後5時15分～10時 ▷土・日曜日、祝日受け取りの場合予約直後の土・日曜日、祝日午前9時～午後10時(年末年始を除く)
印鑑登録証明書 Qwb 026	本人	印鑑登録証を持参した本人または代理人		
住民税の課税・納税証明書 Qwb 020	本人	本人確認ができる運転免許証などを持参した本人に限ります。		

インターネット予約

ご自宅のパソコンからも予約できます。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

コンビニエンスストア等証明書発行機

ご利用には、マイナンバー(個人番号)カード・証明書発行利用登録がされている住民基本台帳カードが必要です。

証明書発行場所	発行機の稼働時間	使用できるカード	発行証明書	手数料
コンビニエンスストア(セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、コミュニティストア、ミニストップ)	▷全日 午前6時30分～午後11時 (年末年始、メンテナンス日を除く)	マイナンバー(個人番号)カード・証明書発行利用登録がされている住民基本台帳カード	▷住民票の写し ▷印鑑登録証明書 ▷住民税の課税・納税証明書	1通 200円
区民ホール(区役所2階)	▷月～金曜日 午前8時30分～午後5時 ▷延長水曜日 午前8時30分～午後7時30分 ▷休日開庁日(毎月1回日曜日) 午前9時～正午			

郵送サービス

☎**戸籍住民課** ☎03-5654-8191

☎**税務課** ☎03-5654-8550

必要事項(85ページ)を書いた紙と、宛て先を記入し切手を貼った返信用封筒と本人確認書類(マイナンバー(個人番号)カード・運転免許証など)の写しを同封して各請求先へ送ってください。手数料は、定額小為替(郵便局で購入)または現金書留をご利用ください。証明書が届くまでに1週間から10日間かかります。

プライバシーの侵害などにつながるような不当な請求には応じられません。本人以外の請求には、委任状や請求理由を疎明する資料などが必要な場合があります(住民税の課税・非課税証明書、納税証明書は本人請求のみで本人の住民登録地へ郵送します)。

郵送申請する証明	請求先	必要事項
戸籍 (各証明等の名称) Qwb 027	〒124-8555 葛飾区役所 戸籍住民課 住民記録係	<ul style="list-style-type: none"> ▷本籍と筆頭者氏名(戸籍の一番はじめに書いてある人) ▷必要な証明の種類と通数 ▷使いみち ▷筆頭者と申請者との関係 ▷申請者の住所・氏名・電話番号(昼間の連絡先)
住民票の写し Qwb 028		<ul style="list-style-type: none"> ▷必要な証明の種類と通数 ▷必要な方の住所・氏名 ▷続柄・本籍・マイナンバー(個人番号)の記載の有無 ▷外国人住民の方の国籍・地域、在留情報など本籍の記載の有無 ▷使いみち ▷証明が必要な方と申請者との関係 ▷申請者の住所・氏名・電話番号(昼間の連絡先)
住民税の課税・非課税・納税証明書 Qwb 020	〒124-8555 葛飾区役所 税務課	<ul style="list-style-type: none"> ▷必要な証明の年度と種類と通数 ▷必要な方の必要年度の1月1日現在の住所・氏名・生年月日 ▷使いみち ▷現在の住所・氏名・電話番号(昼間の連絡先)
軽自動車税(種別割)の納税証明書 Qwb 508	〒124-8555 葛飾区役所 税務課 収納管理係	<ul style="list-style-type: none"> ▷ナンバープレートの番号 ▷納税義務者または所有者の住所・氏名 ▷使いみち(車検用は無料) ▷申請者の住所・氏名・電話番号(昼間の連絡先)

各種申請などのオンラインサービス [Qwb 033](#)

▶デジタル推進担当課 ☎03-5654-8610

各種申請、届け出や講座などの申し込みを、インターネットを利用して、いつでも行うことができます(ただし、メンテナンスなどで申請できない時間帯があります)。パソコン、携帯電話、スマートフォンでご利用ください(手続きによっては、携帯電話、スマートフォンから利用できない場合があります)。

オンライン申請ができる主な手続き

手続名	所管課	必要な電子証明書	電子納付
住民票の写し交付申請(77ページ)	戸籍 住民課	公的個人認証	○
住民票記載事項証明書交付申請(77ページ)			
住民税(特別区民税・都民税)証明書交付申請(77ページ)	税務課	公的個人認証	○
軽自動車税(種別割)納税証明書交付申請(77ページ)			
飼い犬の死亡届・変更届(150ページ)	生活衛生課	-	-
情報公開請求(61ページ)	総務課	-	-
不用品交換情報申し込み(147ページ)	リサイクル清掃課	-	-
介護保険被保険者証の再交付(106ページ)	介護保険課	-	-
介護保険負担割合証の再交付(106ページ)			
各種講座などの申し込み	募集時期や内容は「広報かつしか」や区ホームページをご覧ください。		

オンライン申請は区ホームページからアクセスできます(トップ→オンラインサービス→電子申請)

携帯電話、スマートフォンはこちらから▶



電子証明書

申請、届け出の一部で、以下の電子証明書が必要な場合があります。

▷個人で申請される方

公的個人認証サービスによる電子証明書

▷事業者として申請される方

商業登記に基づく電子認証制度(商業登記認証局)による電子証明書

詳しくは区ホームページをご覧ください。

電子納付サービス

手数料などの支払いをパソコンや携帯電話などからできます。証明書などは自宅へ郵送しますので、区役所へ出向く必要がありません。

都税事務所

▶立石5-13-1 区役所総合庁舎内

☎03-3697-7511(代表) ☎65ページ参照

担当業務	担当課
固定資産税・都市計画税の課税、評価証明などの発行、名寄帳などの閲覧、不動産取得税の課税、家屋・土地・償却資産の評価	固定資産税課
徴収猶予、納税証明、還付・充当、時間外領収、滞納整理、差押財産の公売、申告書等受付(自動車税(種別割)、法人事業税・都民税、事業所税、個人事業税)	徴収課
庶務、文書管理、契約、広報、都税相談	総務課

便利な納付方法

口座振替による納付

▶収納対策課 ☎03-5654-8186

住民税(特別区民税・都民税)、国民健康保険料などのお支払いに安心、便利な口座振替をご利用ください。

口座振替の申込手続きは、口座振替受付サービスと口座振替依頼書による二つの方法があります。

口座振替受付サービス [Qwb 038](#)

区役所や区民事務所の窓口で、口座名義人ご本人が金融機関のキャッシュカードをお持ちになれば、その場で簡単に口座振替の手続きができます。

利用できる金融機関

【銀行】

ゆうちょ銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、千葉銀行、きらぼし銀行、楽天銀行

【信用金庫】

亀有信用金庫、東京東信用金庫、城北信用金庫、東京シティ信用金庫、朝日信用金庫、興産信用金庫、東栄信用金庫、小松川信用金庫

【信用組合】

青和信用組合、第一勧業信用組合、大東京信用組合、中ノ郷信用組合、江東信用組合

※ご利用できる口座は普通預金、通常貯金(ゆうちょ銀行)です。

※磁気ストライプの付いていないカードなど一部使用できないカードがあります。

【受付窓口】

税務課、国保年金課、介護保険課、保育課、収納対策課、戸籍住民課、区民事務所

□座振替依頼書 Qwb 465

区役所、区民事務所、区民サービスコーナー、区内の金融機関に置いてある□座振替依頼書に記入・押印し、郵送または区役所、金融機関にご提出ください。

対象となる公金	□座振替受付サービス	□座振替依頼書
住民税(特別区民税・都民税) (普通徴収のみ)	○	○
国民健康保険料	○	○
後期高齢者医療保険料	○	○
介護保険料 (普通徴収のみ)	○	○
保育園保育料	○	○
学童保育クラブ使用料 (公立のみ)	○	○
住宅使用料	●	○
生業資金償還金	×	○
奨学資金返還金	●	○
母子及び父子福祉応急 小口資金	●	○
女性福祉資金	●	○
東京都母子及び父子 福祉資金	●	○

●は収納対策課のみで受付。

※介護保険料が年金天引き(特別徴収)されている方は、年金天引きが優先されます。

コンビニエンスストアでの納付 Qwb 039

☞収納対策課 ☎03-5654-8186

住民税(特別区民税・都民税)、軽自動車税(種別割)、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育園保育料、学童保育クラブ使用料(公立のみ)は、コンビニエンスストアでも納付できます。送付されたバーコード付きの納付書をお持ちいただき、お支払いください。

※納付書に記載されている期限内にお支払いください。

※納付書一枚当たりの金額が30万円を超える場合や、バーコードがない納付書、汚れなどによりバーコードが読み取れない納付書はお取扱いできません。

携帯電話などでの納付 Qwb 040

☞収納対策課 ☎03-5654-8186

納付書に印刷されたバーコードを携帯電話などで読み取り、お支払いできるサービスです。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

【納付できる税など】

住民税(特別区民税・都民税)、軽自動車税(種別割)、国民健康保険料

※事前に金融機関へモバイルバンキングの申し込みなどが必要な場合があります。

**ペイジー対応納付書による
ネットバンキングでの納付**

Qwb 509

☞税務課 ☎03-5654-8201

パソコンや携帯電話からネットバンキングに接続して納付ができます。ペイジーマーク入りの納付書に記載されている納付番号などが必要です。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

【納付できる税】

住民税(特別区民税・都民税)、軽自動車税(種別割)

※事前に金融機関へネットバンキングの申し込みが必要が必要です。

**ペイジー対応納付書による
ATMでの納付**

Qwb 510

☞税務課 ☎03-5654-8201

ペイジー対応ATMでの納付ができます。ペイジーマーク入りの納付書、キャッシュカードまたは現金をご用意ください。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

【納付できる税】

住民税(特別区民税・都民税)、軽自動車税(種別割)

※ペイジーマークのついた金融機関ATMで利用できます。

※現金は、時間帯・曜日によって取り扱いできない場合があります。

**ペイジー対応納付書による
クレジットカードでの納付**

Qwb 511

☞税務課 ☎03-5654-8201

インターネットを利用したクレジットカードによる納付もできます。ペイジーマーク入りの納付書、パソコンまたは携帯電話、クレジットカードをご用意ください。ヤフー株式会社が運営するインターネットサイト「Yahoo! 公金支払い」を利用した納付方法です。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

なお、「Yahoo! 公金支払い」での納付は令和4年3月末で終了予定です。令和4年4月以降の納付については、区ホームページなどでお知らせします。

【納付できる税】

住民税(特別区民税・都民税)、軽自動車税(種別割)

※区の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

※納付書1枚当たりの納付金額が30万円を超える場合、クレジットカードによる納付はできません。

※納付書1枚当たりの納付金額に応じて、決済手数料がかかります。



保険・年金

国民健康保険

加入する方

Qwb 041

国保年金課 ☎03-5654-8210

葛飾区に住居登録をしていて、他の健康保険に加入していない方や他の健康保険の被扶養者となることのできない方(生活保護を受けている方を除く)は、葛飾区の国民健康保険に加入しなければなりません。

届け出・手続き

Qwb 042

国保年金課 ☎03-5654-8210

下表のようなときは、世帯主または世帯員の方が事由が発生してから14日以内に届け出をしてください。同一世帯でない方の加入や変更の届け出には、委任状が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

高齢受給者証

Qwb 043

国保年金課 ☎03-5654-8210

国民健康保険の加入者で70歳以上の方に、70歳の誕生月の翌月1日(誕生日が1日の方は誕生月)から後期高齢者医療制度に移行する(75歳の誕生日)まで、高齢受給者証が交付されます。届け出は不要です。該当する方には、70歳の誕生月(誕生日が1日の方は前月)の末日までに、普通郵便で世帯主宛てにお送りします。医療機関を受診する際は、国民健康保険証と高齢受給者証の両方をお持ちください。

高齢受給者証は、毎年8月に更新されます。前年中の所得に応じて一部負担金の割合を決定し、7月末日までに新しい高齢受給者証を普通郵便で世帯主宛てにお送りします。

	国保に入るとき・やめるとき	届け出に必要なもの	窓口
国保に入るとき	葛飾区に転入し、引き続き国保に加入するとき	必要なものではありません。転入の届け出の際に、加入をお申し出ください。ただし、外国籍の方で在留資格が「特定活動」の場合は、「指定書」が必要です。	戸籍住民課※1 国保年金課 区民事務所
	職場の健康保険をやめた、扶養家族でなくなったとき	職場の健康保険をやめた日付を証明できるもの(資格喪失証明書または退職証明書、離職票など)、扶養でなくなった日付を証明できるもの(被扶養者資格喪失証明書など)	国保年金課 区民事務所※2
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書または保護停止決定通知書	
	国保加入者に子どもが生まれたとき	必要なものではありません。出生届の際に、加入をお申し出ください(出産育児一時金については88ページをご覧ください)。	
	職場の健康保険に加入していない外国籍の方が住民基本台帳に登録されたとき	パスポート、在留カード、特別永住者証明書などをお持ちください。在留資格が「特定活動」の場合は「指定書」が必要です。	
国保をやめるとき	葛飾区外へ転出するとき	葛飾区の国民健康保険証	国保年金課 区民事務所※2
	職場の健康保険に加入したとき、扶養家族になったとき	葛飾区の国民健康保険証・職場の健康保険に加入した日付(扶養認定された日付)を証明できるもの(職場の健康保険証または資格取得証明書など)	
	生活保護を受けるようになったとき	葛飾区の国民健康保険証・保護開始決定通知書または保護変更決定通知書(保護受給証明書でも可)	
	国保加入者が死亡したとき	亡くなられた方(世帯主が亡くなられた場合は世帯員全員)の葛飾区の国民健康保険証(葬祭費については88ページをご覧ください)	
その他	区内で住所が変わったとき	葛飾区の国民健康保険証(変更になる方全員分)	戸籍住民課※1 国保年金課 区民事務所
	世帯主・被保険者の氏名が変わったとき		
	世帯合併・世帯分離・世帯主変更したとき		

- ▷国民健康保険に加入するとき、世帯主が葛飾区の国民健康保険以外の保険に加入しているときは、その保険の種類と扶養に入れられない理由をお尋ねします。
- ▷国民健康保険証は原則として、簡易書留郵便でお送りします。窓口での即日交付を希望する世帯主または世帯員の方は、マイナンバー(個人番号)カード、運転免許証、パスポート、顔写真付きの住民基本台帳カードなどの本人確認書類をお持ちください。原則として、本人確認書類の写しを取らせていただきます。
- ▷国保の届け出の際に、マイナンバー(個人番号)の確認と本人確認をさせていただきます。マイナンバーを確認できる書類の原本(マイナンバー(個人番号)カード、通知カード、マイナンバーの記載がある住民票)と本人確認書類(マイナンバー(個人番号)カード、運転免許証、パスポート、顔写真付きの住民基本台帳カードなど)をお持ちください。
- ▷高齢受給者証をお持ちの方(70歳以上75歳未満の方)は、高齢受給者証もお持ちください。
- ▷外国籍の方の加入は、原則として在留期間が3カ月を超えていて住民登録をしていることが必要です。この条件に該当していても加入できない場合があります。
- ※1 戸籍住民課では一部取り扱えない届け出があります。
- ※2 出産育児一時金・葬祭費の手続きは、国保年金課のみの受け付けとなります。



国保加入者は医療機関などで診療を受けるときに、必ず国民健康保険証(70歳以上の方は高齢受給者証も一緒に)を提示してください。

	内容
療養の給付	病気やケガで通院・入院した際の一部負担金割合 ▷未就学児 医療費の2割 ▷就学児以上70歳未満の方 医療費の3割 ▷70歳以上75歳未満の方 医療費の2割または3割
受けられる診療	①医師や歯科医師の診療 ②処置や手術などの治療 ③薬剤や治療材料の支給 ④訪問看護 ⑤入院
療養費	次のような場合の診療費や補装具代金などを立て替えて支払ったときは、区が認めたものに限り、保険診療の基準で算定した額の7~8割を支給します。 ▷緊急その他やむを得ない理由で、保険証を持たずに診療を受けたとき ▷はり・きゅう・あんま・マッサージ・柔道整復師の施術を受けたとき ▷コルセットなどの治療用装具をつくったとき ▷輸血のための生血を求めたとき ▷海外旅行中などに急病やケガで医師の診療を受けたとき
移送費	病気やケガで移動が著しく困難な方が、医師の指示により緊急やむを得ず移送を行った場合に要した費用が対象です。審査の結果、葛飾区が必要と認めた場合に支給します。
出産育児一時金	出産(妊娠85日以上(12週を超えるもの)で死産・流産を含む)をしたときに、出産児一人につき420,000円を支給します。
葬祭費	死亡したとき、葬儀を行い葬儀費用を支払った方に70,000円を支給します。
高額療養費	医療機関などに支払った医療費の合計が、自己負担限度額(表Ⅰ・Ⅱ参照)を超えた場合に、超えた額を高額療養費として支給します。 【高額療養費の計算対象となる医療費】 次の①~⑤の項目ごとに、保険適用される医療費が対象です。 ①受診月ごと ②受診者ごと ③医療機関ごと ④入院・外来・医科・歯科ごと ⑤70歳未満の方は①~④の項目ごとに21,000円以上の支払いがあった医療費

- ▷国保の加入届け出が遅れると、その間にかかった医療費は全額自己負担になりますのでご注意ください。
- ▷国保の喪失届け出が遅れ、誤って葛飾区国民健康保険証を使って診療を受けてしまったときは、国保から支払われた医療費を返納していただく場合があります。
- ▷各手続きに必要な書類などについては、国保年金課へお問い合わせください。

表Ⅰ 70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

適用区分	所得区分(旧ただし書き所得)	自己負担限度額	多数該当
ア	901万円超および未申告	252,600円 + (医療費総額 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	600万円超~901万円以下	167,400円 + (医療費総額 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	210万円超~600万円以下	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

表Ⅱ 70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額)

所得区分(課税所得)		自己負担限度額		多数該当
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)	
現役並みⅢ	690万円以上	252,600円 + (医療費総額 - 842,000円) × 1%		140,100円
現役並みⅡ	380万円以上690万円未満	167,400円 + (医療費総額 - 558,000円) × 1%		93,000円
現役並みⅠ	145万円以上380万円未満	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1%		44,400円
一般	145万円未満および未申告	18,000円 (年間144,000円上限)	57,600円	44,400円
低所得Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円	
低所得Ⅰ			15,000円	



高額医療・高額介護合算制度

☎国保年金課 ☎03-5654-8212

国民健康保険と介護保険の一部負担金を合算して、1年間(8月1日～翌年7月31日)で自己負担限度額(年額)を超えた場合に、超えた金額を支給します。

高額介護合算療養費自己負担限度額(年間)

適用区分	所得区分(※1)	70歳未満	所得区分(※1)	70歳以上75歳未満
ア	旧ただし書き所得901万円超および未申告	212万円	現役並みⅢ 課税所得690万円以上	212万円
イ	旧ただし書き所得600万円超～901万円以下	141万円	現役並みⅡ 課税所得380万円以上690万円未満	141万円
ウ	旧ただし書き所得210万円超～600万円以下	67万円	現役並みⅠ 課税所得145万円以上380万円未満	67万円
エ	旧ただし書き所得210万円以下	60万円	一般 課税所得145万円未満および未申告	56万円
オ	住民税非課税	34万円	低所得Ⅱ 住民税非課税	31万円
			低所得Ⅰ	19万円

(※1)所得区分の判定は、計算期間の末日(1～7月の場合は前々年、8～12月の場合は前年)の所得により行います。

保険料の支払い

Qwb 046

☎国保年金課 ☎03-5654-8213

国民健康保険加入者で介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の介護(保険)納付金もあわせて賦課・収納をしています。

支払い方法は、次の3つです。

口座振替

手続きについては「便利な納付方法(85・86ページ)」をご覧ください。

納付書

区役所から年1回送付します。金融機関やゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、国保年金課、区民事務所、区民サービスコーナーの窓口で納めることができます。

年金からの天引き(特別徴収)

原則として、世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主(国保加入者でない世帯主を除く)で、年額18万円以上の公的年金を受給している方が対象です。ただし、手続きにより、口座振替で納付することもできます。

保険料の減免

Qwb 048

☎国保年金課 ☎03-5654-8210

災害、病気などの特別な事情によって保険料が納められなくなった世帯で、一定の基準に該当した場合、一定期間の保険料を減額・免除できる制度です。

非自発的失業者に係る保険料軽減 Qwb 047

☎国保年金課 ☎03-5654-8210

倒産や解雇などの理由により離職した、雇用保険の「特定受給資格者」および「特定理由離職者」の方を対象にした国民健康保険料の軽減制度です。詳しい軽減内容、届け出方法はお問い合わせください。

一部負担金の限度額適用 Qwb 049

☎国保年金課 ☎03-5654-8212

国民健康保険に加入している70歳未満の方で、保険料を滞納していない世帯の方には、申請により「限度額適用認定証」を交付します。医療機関に提示することで、一部負担金が自己負担限度額までとなります。

また、70歳以上75歳未満の方で、表Ⅱ(88ページ)の適用区分「現役並みⅡ・Ⅰ」の方には「限度額適用認定証」、住民税非課税世帯の方には、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請により交付します。医療機関に提示することで、一部負担金が自己負担限度額までとなります。

入院時の食事療養費の減額 Qwb 050

☎国保年金課 ☎03-5654-8212

国民健康保険に加入していて、住民税非課税世帯の方には、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。医療機関に提示することにより、入院時の食事代が減額されます。

減額対象者で過去1年間の入院日数が90日を超えた方は、申請により、翌月1日から入院時の食事代がさらに減額されます。

一部負担金の減額免除

☎国保年金課 ☎03-5654-8212

国民健康保険に加入していて、災害や特別な事情により、医療費の支払いにお困りの方は、ご相談ください。

医療費の貸付

Qwb 052

☎国保年金課 ☎03-5654-8212

入院などで、自己負担限度額を超える医療費負担が発生する場合、無利子で、高額療養費(88ページ)支給見込み額の約9割の金額をお貸しします。

医療機関が承諾した場合は、保険者から直接医療機関に支払います。



交通事故などの届け出(国保) Qwb 053

→国保年金課 ☎03-5654-8212

交通事故や傷害事件などで、他人(第三者)から受けたケガの医療費は、原則として加害者が全額負担すべきものですが、届け出により国民健康保険で治療が受けられます。保険で負担した分の医療費は、後日、区が加害者に請求します。

結核医療給付金 Qwb 054

→国保年金課 ☎03-5654-8212

感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく医療給付を受けている方は、結核医療にかかる一部負担金が医療費の5%となります。

住民税が非課税(20歳未満の場合は、世帯主が非課税)の方は、申請により自己負担分が返金されます。

【申請書配布・受付】

保健予防課、保健センター(68ページ)

精神医療給付金 Qwb 055

→国保年金課 ☎03-5654-8212

自立支援医療費制度に基づく医療給付を受けている方は、その疾病にかかる通院分の一部負担金が医療費の10%となります。

住民税非課税世帯の方は、申請により自己負担分が返金されます。

【申請書配布・受付】

保健予防課、保健センター(68ページ)

後期高齢者医療制度

対象となる方

→国保年金課 ☎03-5654-8528

75歳以上の方、または一定の障害があると認定された65歳以上75歳未満の方を対象とする医療制度です。75歳になると国民健康保険や社会保険を脱退して後期高齢者医療制度に加入となります。65歳以上で一定の障害がある方で加入を希望する方は、申請が必要です。なお、過去にさかのぼっての加入や撤回はできません。

後期高齢者医療被保険者証

→国保年金課 ☎03-5654-8528

75歳になる方には、誕生日からご使用いただく後期高齢者医療被保険者証を誕生日の前月中旬ごろに簡易書留郵便でお送りします(手続きは不要です)。

医療機関での一部負担金の割合は、前年の所得状況により、毎年8月に決定します。

下記のような場合は、手続きが必要です。

	こんなときは	手続きに必要なものなど	窓口
被保険者となる時 対象となる時	65歳以上75歳未満で一定の障害がある方で障害の認定に係る申請をする時	障害の状態を証明できる書類(国民年金証書・身体障害者手帳など)・現在お持ちの健康保険証	国保年金課
	葛飾区に転入してきたとき	東京都外からの転入の場合、後期高齢者医療負担区分等証明書(以前住んでいた区市町村で受け取ってください)	戸籍住民課※ 国保年金課 区民事務所
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書	国保年金課 区民事務所
被保険者でなくなる時 対象から外れる時	葛飾区外へ転出するとき	後期高齢者医療被保険者証	戸籍住民課※ 国保年金課 区民事務所
	65歳以上75歳未満の方で、一定の障害の状態に該当しなくなったとき、または本人から障害の認定に係る申請を撤回する旨の申し出があったとき	後期高齢者医療被保険者証	国保年金課
	生活保護を受けるようになったとき	後期高齢者医療被保険者証・生活保護開始決定通知書	国保年金課 区民事務所
	死亡したとき (葬祭費が支給されます)	葬祭費については91ページをご覧ください	国保年金課
その他	区内で住所が変わったとき	後期高齢者医療被保険者証	戸籍住民課※ 国保年金課 区民事務所
	後期高齢者医療被保険者証を紛失したとき(再交付できます)	保険証は簡易書留で郵送します。即日交付を希望する方は本人確認資料(運転免許証・マイナンバー(個人番号)カードなど)が必要です	国保年金課 区民事務所

※一部取り扱えない手続きがあります。



給付内容

☎国保年金課 ☎03-5654-8212

	内容
療養の給付	病気やケガで通院・入院した際の一部負担金割合 ▷現役並み所得の方 医療費の3割 ▷上記以外の方 医療費の1割
後期高齢者医療で受けられる診療	①医師や歯科医師の診療 ②処置や手術などの治療 ③薬剤や治療材料の支給 ④訪問看護 ⑤入院
療養費	次のような場合の診療費や補装具代金などを立て替えて支払ったときは、東京都後期高齢者医療広域連合が認めたものに限り、保険診療の基準で算定した額の7割または9割を支給します。 ▷緊急その他やむを得ない理由で、保険証を持たずに診療を受けたとき ▷はり・きゅう・あんま・マッサージ・柔道整復師の施術を受けたとき ▷コルセットなどの治療用装具をつくったとき ▷輸血のための生血を求めたとき ▷海外旅行中などに急病やケガで医師の診療を受けたとき
移送費	病気やケガで移動が著しく困難な方が、医師の指示により緊急やむを得ず病院を転院した場合などの移送に要した費用が対象です。審査の結果、東京都後期高齢者医療広域連合が必要と認めた場合に支給します。
葬祭費	後期高齢者医療制度に加入している方が死亡したとき、葬儀を行い葬儀費用を支払った方に70,000円を支給します。
高額療養費	医療機関などに支払った医療費の合計が、自己負担限度額を超えた場合に、超えた額を高額医療費として支給します。自己負担限度額は88ページ表Ⅱを参照してください。 【75歳到達月の自己負担限度額の特例(1日生まれの方を除く)】 75歳の誕生日については、他の健康保険・後期高齢者医療保険の自己負担限度額をそれぞれ2分の1の額として高額療養費を計算します。

各手続きに必要な書類などについては、国保年金課へお問い合わせください。



一部負担金の限度額適用

☎国保年金課 ☎03-5654-8212

後期高齢者医療制度に加入していて、住民税非課税世帯の方には、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。また一部負担割合が3割で課税所得690万円未満の被保険者がいる世帯は「限度額適用認定証」を交付します。医療機関に提示することで、一部負担金が自己負担限度額までとなります。

高額医療・高額介護合算制度

☎国保年金課 ☎03-5654-8212

後期高齢者医療と介護保険の一部負担金を合算し、1年間(8月1日～翌年7月31日)で自己負担限度額(年額)を超えた場合は、超えた額を申請により支給します。

負担割合	所得区分	自己負担限度額の合算額	
3割	現役並み所得課税所得690万円以上	212万円	
	現役並み所得課税所得380万円以上	141万円	
	現役並み所得課税所得145万円以上	67万円	
1割	一般課税所得金額145万円未満	56万円	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

一部負担金の減額免除

☎国保年金課 ☎03-5654-8212

後期高齢者医療制度に加入していて、災害や特別な事情により、医療費の支払いにお困りの方は、ご相談ください。

保険料の減免

☎国保年金課 ☎03-5654-8528

災害、病気などの特別な事情によって保険料を納めることが困難になった被保険者またはその属する世帯の世帯主が、一定の基準に該当した場合、一定期間の保険料を減額・免除できる制度です。

入院時の食事療養費の減額 Qwb 060

☎国保年金課 ☎03-5654-8212

後期高齢者医療制度に加入していて、住民税非課税世帯の方には、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。医療機関に提示することで、食事(生活)療養費の減額が受けられます。

所得区分がⅡの期間中の入院日数が90日を超える場合、申請により翌月1日から入院時の食事代がさらに減額されます。

保険料の支払い

Qwb 064

国保年金課 ☎03-5654-8213

原則、年金からの天引き(特別徴収)となります(手続きにより、口座振替でも納付できます)。年金の受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が年金受給額の2分の1を超える方は、納付書による納付(普通徴収)となります。金融機関やゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、国保年金課、区民事務所、区民サービスコーナーで納めることができます。

口座振替も利用できます。手続きについては、「便利な納付方法(85・86ページ)」をご覧ください。

交通事故などの届け出(後期高齢者医療)

国保年金課 ☎03-5654-8212

交通事故や傷害事件などで、他人(第三者)から受けたケガの医療費は、原則として加害者が全額負担すべきものですが、届け出により後期高齢者医療制度で治療が受けられます。保険で負担した分の医療費は、後日、保険者である東京都後期高齢者医療広域連合が加害者に請求します。

国民年金

加入する方

Qwb 066

国保年金課 ☎03-5654-8214

必ず加入しなければならない方(強制加入)

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方

【第1号被保険者】

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業・自営業の方、学生の方など

保険料は、ご自身で納めなければなりません。

【第2号被保険者】

職場の年金(厚生年金や共済組合)に加入している方の保険料は、厚生年金保険料などに含まれています。

【第3号被保険者】

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

保険料は、厚生年金や共済組合が負担しますので、ご自身で納める必要はありません。

希望で加入できる方(任意加入)

▷60歳以上65歳未満で、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていないか、満額の年金に満たない方

▷65歳以上70歳未満で、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方(昭和40年4月1日以前に生まれた方に限ります)

▷外国に住んでいる20歳以上65歳未満の日本国籍の方

て納める付加年金制度があります。加入は申し出の月からになります。

希望する方は、本人確認書類(運転免許証・マイナンバー(個人番号)カードなど)・年金手帳をお持ちになり、国保年金課または区民事務所で手続きしてください。加入できる方の要件など、詳しくはお問い合わせください。

保険料の支払い

Qwb 069

葛飾年金事務所 立石3-7-3 ☎03-3695-2181

区では納付できません。年金事務所から送付される納付書で納付してください。

保険料を先に納める「前納制度」を利用すると、定額保険料よりも月額が安くなります。

口座振替やクレジットカード、インターネットを利用して納付することもできます。

保険料の免除制度など

Qwb 070

国保年金課 ☎03-5654-8214

国民年金保険料免除・納付猶予

国民年金保険料を納付することが経済的に困難な方は、申請者本人・配偶者・世帯主のそれぞれの方の所得が基準額以下または特例的な事由に該当する場合、申請により承認を受けると納付が「全額免除」、「一部免除(一部納付)」、または「納付猶予」される制度です。

国民年金保険料学生納付特例

1年以上大学、短期大学、高等学校、専門学校などに在学する学生の方で、国民年金保険料を納付することが経済的に困難な方は、申請者本人の所得が基準額以下または特例的な事由に該当する場合、申請により承認を受けると納付が猶予されます。

国民年金保険料法定免除

生活保護法による生活扶助、障害年金(1級、2級)を受けている方などは、届出により該当期間の納付が免除されます。

申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

産前産後期間の国民年金保険料免除

国民年金第1号被保険者が出産する際に、産前産後の一定期間の納付が免除されます。

国民年金の加入の手続き

Qwb 067

国保年金課 ☎03-5654-8214

会社などを退職したときや配偶者の扶養でなくなったときは加入の手続きが必要です。

本人確認書類(運転免許証・マイナンバー(個人番号)カードなど)・年金手帳(基礎年金番号通知書)・退職証明書など退職日が分かるものを持参で、国保年金課または区民事務所で手続きしてください。

付加年金

国保年金課 ☎03-5654-8214

第1号被保険者(任意加入被保険者も含む)で、受給する年金額を増やしたい方には、月額400円増額し



国民年金保険料の追納

☎葛飾年金事務所 立石3-7-3 ☎03-3695-2181

免除などの承認をされた後で、国民年金保険料を納めることができるようになったとき、10年以内の期間であればさかのぼって納付することができます。ただし、3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に加算額が付きます。納付方法など、詳しくはお問い合わせください。

給付内容

🔍wb 073

☎国保年金課 ☎03-5654-8214
☎葛飾年金事務所 立石3-7-3 ☎03-3695-2181

給付の種類は下表のとおりです。手続方法など、詳しくはお問い合わせください。

種類	受給要件
老齢基礎年金	10年以上の受給資格期間(※1)を満たした方が65歳から(※2)受給できます。 ※1 受給資格期間とは、保険料納付済期間・保険料全額免除期間・保険料一部免除承認期間で一部納付済期間などです。 ※2 繰上げ・繰下げ請求もできます。
障害基礎年金	一定期間以上、保険料を納付(免除期間も含む)した方が、けがや病気で一定の障害の状態になった場合に支給されます。20歳前に初診日がある方は、本人の所得制限があります。
遺族基礎年金	一定期間以上、保険料を納付(免除期間も含む)した方が亡くなったときに、その人によって生計を維持されていた子のある配偶者または子に支給されます。 子は18歳到達年度の末日までの間にある方(障害のある子は20歳未満)です。
寡婦年金	国民年金第1号被保険者としての納付が120月以上(保険料免除期間も含む)ある夫が、なにも年金を受けずに亡くなったとき、10年以上婚姻関係にあった妻に60~65歳まで支給されます。
死亡一時金	国民年金第1号被保険者として36月以上保険料を納めた方がいずれの年金も受けずに亡くなったとき、一定の遺族の方に支給されます。
特別障害給付金	次のいずれかに当てはまり、国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、65歳に達するまでに障害基礎年金1・2級相当の障害の状態となった方 ▷平成3年3月31日以前に任意加入対象の学生の方 ▷昭和61年3月31日以前に厚生年金・共済組合などの加入者等に扶養されていた配偶者
脱退一時金	国民年金第1号被保険者として保険料を6月以上納付し、受給資格期間がないまま日本国内に住所を有しなくなった外国人が、2年以内に請求を行えば支給されます。
未支給年金	亡くなった方が、受け取っていない年金があるときや、亡くなった日以降に振り込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金があるときは、亡くなった方と生計を同じくしていた遺族の方に支給されます。



年金生活者支援給付金

☎国保年金課 ☎03-5654-8214
☎葛飾年金事務所 立石3-7-3 ☎03-3695-2181

年金収入などが一定基準以下の年金生活者の方に年金を上乗せして支給されます。

【問い合わせ】

☎給付金専用ダイヤル
☎0570-05-4092
☎03-5539-2216(050で始まる電話番号の場合)

厚生年金・恩給

厚生年金・健康保険(協会けんぽ)

☎葛飾年金事務所 立石3-7-3 ☎03-3695-2181

株式会社などの法人事業所で働くすべての人は厚生年金・健康保険に加入することが義務付けられて

います。加入するためには、会社や工場などの事業所を単位とした加入手続きが必要です。

健康保険の給付に関する問い合わせ

☎全国健康保険協会東京支部
中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階
☎03-6853-6111

恩給

🔍wb 076

受給している恩給に関する相談

☎総務省恩給相談窓口 ☎03-5273-1400

恩給(新規)、軍歴証明

☎東京都福祉保健局計画課 ☎03-5320-4078

遺族年金・遺族給付金

☎厚生労働省社会・援護局援護・業務課 ☎03-5253-1111

戦没者の遺族の方への特別給付金・特別弔慰金

☎福祉管理課 ☎03-5654-8244



健康・医療費の補助

健康

健康診査

🔍wb 078

各健康診査の実施日など、詳しくは「広報かつしか」でお知らせします。

葛飾区特定健康診査・特定保健指導

▷制度に関すること

👉国保年金課 ☎03-5654-8173

▷内容に関すること

👉健康づくり課(健康プラザかつしか内)

☎03-3602-1268

葛飾区の国民健康保険に加入している40～74歳の方を対象とした、生活習慣病予防に着目した健康診査です。

特定健康診査の結果、生活習慣病発症のおそれがある方には、医師・保健師・管理栄養士などの専門家が生活習慣改善のための特定保健指導を行います。

葛飾区の国民健康保険以外の健康保険に加入している方は、お勤め先や加入している健康保険者にお問い合わせください。

長寿(後期高齢者)医療健康診査

▷制度に関すること

👉国保年金課 ☎03-5654-8173

▷内容に関すること

👉健康づくり課(健康プラザかつしか内)

☎03-3602-1268

後期高齢者医療制度に加入している区民の方(75歳以上または一定の障害のある65～74歳の方)を対象とした健康診査です。

特定健康診査追加検査

👉健康づくり課(健康プラザかつしか内)

☎03-3602-1268

葛飾区国民健康保険以外の健康保険および国保組合に加入している区民の方が、区内の医療機関で特定健康診査を受診するときに、胸部エックス線検査などの追加検査を行います。

葛飾区基本健康診査

👉健康づくり課(健康プラザかつしか内)

☎03-3602-1268

40歳以上で生活保護を受給している方などを対象とした健康診査です。

健康づくり健康診査

👉健康づくり課(健康プラザかつしか内)

☎03-3602-1268

他に健康診査を受ける機会のない20～39歳の区民の方、3歳未満のお子さんの父母を対象とした健康診査です。

眼科健康診査

🔍wb 083

👉健康づくり課(健康プラザかつしか内)

☎03-3602-1268

45歳および60歳の方を対象に実施しています。

成人歯科健康診査

🔍wb 080

👉健康づくり課(健康プラザかつしか内)

☎03-3602-1268

40・45・50・55・60・65・70歳になる方を対象に実施しています。

長寿歯科健康診査

🔍wb 512

👉健康づくり課(健康プラザかつしか内)

☎03-3602-1268

76・81歳になる方を対象に実施しています。

がん検診等

🔍wb 082

👉健康づくり課(健康プラザかつしか内)

☎03-3602-1268

胃がん検診(エックス線検査40歳以上、内視鏡検査50歳以上)、大腸がん検診(40歳以上)、子宮頸がん検診(20歳以上の女性の方)、乳がん検診(40歳以上の女性の方)、肺がん検診(40歳以上)、前立腺がん検診(60～74歳の男性の方)、肝炎検査(40歳以上)を実施しています。

骨密度検診

🔍wb 084

👉健康づくり課(健康プラザかつしか内)

☎03-3602-1268

18歳以上の方を対象に年度内に一度受診できます。

健康手帳

👉健康づくり課(健康プラザかつしか内)

☎03-3602-1268

40歳以上で希望する方に、健康づくり課の窓口で、健康診査の結果などを記録できる健康手帳を配布しています。

また、厚生労働省のホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190984.html>)からもダウンロードできます。



かかりつけ医紹介制度

☎葛飾区医師会 ☎03-3691-8536

専門医をお探しの方、往診を希望される方、かかりつけ医をお探しの方に症状に応じて紹介します。

【受付日時】 月～金曜日
午前10時～正午、午後1～4時

かかりつけ歯科医紹介制度 Qwb 087

☎かかりつけ歯科医紹介窓口 ☎03-3690-5209

一般の歯科医院などで治療が困難な方、かかりつけ歯科医をお探しの方に症状に応じて訪問や通院対応の歯科医院などを紹介します。

【受付日時】 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前10時～正午、午後1～4時

風しん抗体検査・予防接種費用助成 Qwb 731

☎保健予防課 ☎03-3602-1238

区では風しんの流行を抑えるため、また、お子様を「先天性風しん症候群」から守るために、区内在住19歳以上の方の風しん抗体検査費用と予防接種費用を全額助成しています。

【検査方法】

区内実施医療機関に直接予約をし、抗体検査を受けてください。抗体検査の結果、抗体数値が基準値以下と診断された方は予防接種を受けることができません。

HIV(エイズ)即日検査・性感染症検査 Qwb 081

☎保健予防課(健康プラザかつしか内)
☎03-3602-1238

HIV・クラミジア・梅毒の血液検査と尿検査を、無料・匿名で行います。結果は本人に直接お知らせしません(診断書、証明書は発行しません)。

HIVは、感染初期(感染後約3カ月)に検査をした場合、正しい検査の結果が出ないことがあります。その場合、感染の可能性があることから、3カ月以上経過した後に、検査をお受けください。

【検査日】

原則毎月第1金曜日 午前9～10時
事前にお問い合わせください。

【会場】

健康プラザかつしか(72ページ)

高齢者の予防接種費用助成 Qwb 090

☎保健予防課(健康プラザかつしか内)
☎03-3602-1238

高齢者の定期予防接種の対象の方に、インフルエンザと肺炎球菌予防接種費用の助成を行います。予防接種票は接種時期に合わせて郵送します。

難病患者福祉手当 Qwb 091

☎保健予防課(健康プラザかつしか内)
☎03-3602-1274

難病に罹患した方を対象に支給します。
新規65歳以上、心身障害者福祉手当、児童育成手当条例の障害手当を受けている方、特定の施設に入所している方は除きます。所得制限があります。

在宅療養している方への訪問指導

☎各保健センター ☎ 68ページ

難病、そのほかの疾病で在宅療養している方を対象に、保健師・看護師・理学療法士・栄養士・歯科衛生士が家庭訪問し、日常生活やリハビリについての相談を行います。

難病リハビリ教室(機能訓練)

☎各保健センター ☎ 68ページ

パーキンソン病・脊髄小脳変性症などの神経難病で心身機能の維持・低下予防を必要とする方(原則として介護保険非該当の方)を対象に、機能訓練を行います。

健康相談 Qwb 513

☎健康ホットラインかつしか ☎03-3602-1244

乳幼児や子どもの健康、高齢者のもの忘れや体力低下など、健康に関する不安や疑問などの相談を電話で応じます。

【受付時間】 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前8時30分～午後8時



まちかど健康相談

Qwb 514

健康づくり課(健康プラザかつしか内)
☎03-3602-1268

区有施設・区内商業施設などの身近な場所で、保健師・管理栄養士・歯科衛生士・臨床検査技師が健康に関する相談および健康づくりに関する情報の提供などを実施します。

事業の内容など、詳しくは区ホームページをご覧ください。

出張健康講座

Qwb 515

健康づくり課(健康プラザかつしか内)
☎03-3602-1268

日々の生活の中で、健康を意識し健康づくりを実践するきっかけづくりとして、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が地域に伺い、健康講座を実施します。

詳しくは区ホームページをご覧ください。

- 【対象】** 区内在住・在勤の10人以上の団体・グループ
【日時】 原則、月～金曜日
午前9時～午後5時の1時間程度
【会場】 区内の希望の場所

健康遊具

Qwb 516

健康遊具を設置している公園・児童遊園
公園課 ☎03-3693-1777

高齢の方が健康づくりや生活習慣病予防などに気軽に取り組めるよう、歩いて行ける公園や児童遊園に健康遊具を設置しています。

ストレッチや運動などにどなたでも利用できます。



わかば公園

健康遊具を設置している公園・児童遊園は194～196ページへ。

かつしかウォーキングマップ

Qwb 610

地域保健課(健康プラザかつしか内)
☎03-3602-1231

区内の健康遊具を設置している公園を巡るコースや史跡や名所を巡るコースなど、全20種類のコースを掲載したウォーキングマップを配布しています。コースの詳細やマップの配布場所など詳しくは区ホームページをご覧ください。



医療費の補助

気管支ぜん息の方などへの医療費補助 (東京都大気汚染医療費助成)

Qwb 094

地域保健課公害保健係(区役所3階312番)
☎03-5654-8564

- 【対象】** 次の全てに該当する方
- ①18歳未満の方(18歳の誕生日が属する月の末日までの間にある方を含む)
 - ②都内に引き続き1年(3歳未満の方は6カ月)以上お住まいの方
 - ③現に気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気腫にかかっている方
 - ④健康保険などに加入している方
 - ⑤申請日以降喫煙しない方

18歳以上の方(①に該当しない方)の新規申請の受け付けは、平成27年3月31日で終了しました。

現在認定を受けている方で平成9年4月1日以前生まれの方は、更新申請のみ可能です。

肝炎治療の医療費の助成

Qwb 095

保健予防課(健康プラザかつしか内)
☎03-3602-1274

B型・C型ウイルス肝炎の特定の治療を行っている方に、医療費を助成する都の制度の手続きを受け付けています。世帯の所得に応じて自己負担があります。

難病患者の方の医療費の助成

Qwb 096

保健予防課(健康プラザかつしか内)
☎03-3602-1274

国および東京都で指定した難病の治療を行っている方に医療費を助成する制度の手続きを受け付けています。主治医と相談の上、お問い合わせください。

